

鳥取県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。)の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。)、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。)、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(令和4年9月15日付4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。)及び「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」(令和5年3月作成、以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 農業者が行う事業活動であること。
- (2) 環境負荷の低減を図るために行う法第2条第4項各号のいずれかに掲げる事業活動であること。
 - ① 堆肥その他の有機質資材の施用により土壤の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動(同項第1号)。
 - ② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動(同項第2号)。
 - ③ 省令で定める事業活動(同項第3号)。
- (3) 農業の持続性の確保に資すること。

第3 認定基準

環境負荷低減事業活動実施計画の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から具体的かつ明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- (2) 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (3) 経営規模を表す指標(経営面積、販売額等)の概ね2分の1以上を占める生産活動において環境負荷低減事業活動に取り組むなど、農業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- (4) 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農産物の付加価値の向上等、農業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (5) 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。
- (6) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (7) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低

減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。

- (8) 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (9) 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

第4 認定申請

- 1 実施計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境負荷低減事業活動実施計画について、環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（別記様式第1-1号）に実施計画書（別記様式第2-1号）等を添付の上、当該申請者が居住する（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）地域を所管する東部農林事務所長（八頭郡内に係るものにあっては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡内に係るものにあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）（以下、「所長」という。）を経由して知事（農林水産部農業振興局生産振興課）に提出するものとする。
- 2 農業者が主たる構成員であり、かつ、農業協同組合等の生産部会等で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること、又はその他知事が適当と認める団体等の基準を満たす農業者の組織する団体（以下「申請団体」という。申請団体の構成員を「団体申請者」という。）が作成して認定を申請することも可能であり、その団体の構成員等（法第2条第3項に規定する構成員等をいう。）が、環境負荷低減事業活動を実施するに当たって、申請団体は環境負荷低減事業活動実施計画について、環境負荷低減事実実施計画認定申請書（別記様式第1-2号）に実施計画（別記様式第2-2号及び別添1から5の団体申請書）等を添付の上、知事（農林水産部農業振興局生産振興課）へ提出するものとする。

第5 実施計画の作成指導

所長は、実施計画を作成しようとする者に対して必要な導入・助言を行うものとする。

第6 実施計画の認定

- 1 知事は、第3の認定基準に基づき、実施計画の内容が適正と認めた場合には、申請者又は申請団体に対し、認定通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。なお、実施計画の認定期間は、認定を行った日から5年とする。
- 2 知事は、実施計画を認定したことを申請者等の住所地の市町村長に通知するものとする。
- 3 認定しなかった場合にあっては、不認定通知書（別記様式第4号）により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者等に対してその旨を通知するものとする。

第7 実施計画の変更

- 1 法第20条第1項の規定に基づき認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が当該認定に係る実施計画（以下、「認定計画」という。）を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、省令第9条の規定に基づき、変更後の実

施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第6号）、その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 実施計画の変更手続等に当たっては、1に定めるもののほか、第4、第5及び第6の規定に準じて行うものとする。
- 3 法第20条第2項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは軽微な変更届出書（別記様式第7号）により、知事へ届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。
 - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更。
 - (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6ヵ月以内の変更。
 - (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの。
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更。

第8 実施計画の再認定

- 1 認定実施計画の認定期間が終了した場合、認定者は再度実施計画の認定を受けることができる。
- 2 1の手続に当たっては、第4、第5及び第6の規定に準じて行うものとする。

第9 実施状況の報告

認定者は、年度ごとの実施計画の達成状況等について、実施状況報告書（別記様式第8号）により、4月末までに知事に提出するものとする。

第10 認定の取消し

- 1 知事は、認定者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認められるときは、法第20条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第9号）により通知する。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、実施計画の認定に関し必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。